

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年3月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部門 総務部
秘書広報課、総務課、人事課、管財課、庁舎整備推進室、危機
対策課、防災推進課、情報システム課（情報プラザを含む。）
公平委員会
固定資産評価審査委員会
- 2 監査期間 平成30年1月22日から同年3月27日まで
- 3 監査対象範囲 平成29年度一般事務及び財務に関する事務の執行
（平成29年12月31日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成29年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。